

水戸市地域包括支援センター
運營業務受託候補法人公募要領

令和 7 年 8 月

水戸市福祉部高齢福祉課

目次

第1章	公募の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	公募参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3章	公募説明会・応募方法・・・・・・・・・・	4
第4章	審査・選定・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第5章	運営財源・・・・・・・・・・・・・・・・	7
別表第1	提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	9
別表第2	公募及び選定に関するスケジュール・・	10

水戸市地域包括支援センター 運營業務受託候補法人公募要領

第1章 公募の概要

1 業務名

- (1) 水戸市地域包括支援センター運營業務委託（中央圏域）
- (2) 水戸市地域包括支援センター運營業務委託（東部圏域）
- (3) 水戸市地域包括支援センター運營業務委託（南部第一圏域）
- (4) 水戸市地域包括支援センター運營業務委託（南部第二圏域）
- (5) 水戸市地域包括支援センター運營業務委託（北部圏域）
- (6) 水戸市地域包括支援センター運營業務委託（西部圏域）
- (7) 水戸市地域包括支援センター運營業務委託（常澄圏域）
- (8) 水戸市地域包括支援センター運營業務委託（内原圏域）

2 公募の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（以下「法」という。）第115条の46第1項の規定に基づき、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施し、地域包括ケアシステムの中核的な機関として設置するものである。

水戸市においては、平成27年度より、各日常生活圏域（以下「圏域」という。）にサブセンターである高齢者支援センターを配置し、高齢福祉課内の基幹型と合わせて1つの地域包括支援センターとする体制を取っている。現体制となって10年が経過し、今後の高齢者人口の増加や複雑・多様化する高齢者課題への対応を見据え、圏域間の公平性の確保と民間事業者が持つネットワーク機能の活用を図ることを目的として、各圏域に委託型の包括支援センター（以下「センター」という。）を設置することとし、センターの運営を受託する候補法人（以下「受託候補法人」という。）を公募により募集する。

3 業務内容

別紙「水戸市地域包括支援センター運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 契約内容

(1) 契約締結日

令和7年12月中を予定

(2) センター運営開始日

令和8年4月1日

(3) 委託期間

準備期間 契約日の翌日～令和8年3月31日まで（準備期間のため、委託料は発生しない）

履行期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日まで

(4) 契約方法

受託候補法人との随意契約

(5) 引継ぎ

受託法人の決定後、令和8年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、関係機関・団体等への説明、業務内容について市が行う研修等、事業開始に向けた引き継ぎを開始することとする。

5 センターの担当する圏域及び高齢者人口

圏域名	中学校区	現高齢者支援センター名	高齢者人口(人)
中央	第一中学校区, 第二中学校区	中央高齢者支援センター	10,334
東部	第三中学校区, 千波中学校区	東部高齢者支援センター	10,405
南部第一	第四中学校区	南部第一高齢者支援センター	8,885
南部第二	笠原中学校区, 緑岡中学校区, 見川中学校区	南部第二高齢者支援センター	15,292
北部	飯富中学校区, 国田義務教育学区, 第五中学校区, 石川中学校区	北部高齢者支援センター	10,635
西部	赤塚中学校区, 双葉台中学校区	西部高齢者支援センター	9,323
常澄	常澄中学校区	常澄高齢者支援センター	4,026
内原	内原中学校区	内原高齢者支援センター	4,494

※ 高齢者人口は 令和7年4月1日現在

6 公募により受託候補法人を選定する理由

価格による競争のみでは、目的を達成できない受託候補法人が選定されてしまう恐れがあることから、価格に加えて、法人の実績や業務への理解度を評価し、選定するため。

第2章 公募参加資格

公募に参加できる者は、次の要件1から4を全て満たす法人であること。

1 実績要件

令和7年4月1日現在、法人格を有し、以下のいずれかに該当すること。

- (1) 茨城県又は水戸市の指定を受け、法第8条に規定する事業（ただし、同法第12項及び第13項に規定する事業を除く）を実施する事業所を水戸市内において運営している法人
- (2) 地域包括支援センターの運営を本市以外の自治体から受託している法人
- (3) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）を運営している法人

2 設置要件

以下の全てを満たすこと。

- (1) 受託を希望する圏域内にセンターを設置すること。
- (2) センターには事務室及び相談室を設置すること。なお、2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。
- (3) 事務室は、公正・中立な運営を確保するために、他の介護保険サービス事業所等（センターが運営する介護予防支援事業所を除く。以下同じ。）の事務室と独立したものとすること。なお、他の介護保険サービス事業所等の事務室と同一の部屋の中に設置する場合は、仕切り等で明確に区分すること。
- (4) 相談室は完全に独立した部屋とすること。なお、業務に支障がない場合は、他の介護保険サービス事業所等の相談室と兼用としてもよい。

3 説明会参加要件

第3章により実施する公募説明会に参加すること。

4 除斥条項

法人又はその役員等が、応募から決定に至るまでの間に、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (5) 納期の到来している国税、県税又は市税を滞納している者

- (6) 会社法に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者
- (7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てが成された者及びその開始決定がされている者
- (9) 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- (11) 法に規定される指定欠格事由に該当する者

第3章 公募説明会・応募方法

1 公募説明会

(1) 日時

令和7年8月20日（水）午後2時～午後4時（オンライン（Zoom）で実施）

(2) 説明内容

委託業務の内容、応募書類の解説

(3) 参加

参加を希望する場合は、事前に参加申込書を提出すること。様式等は本市ホームページ（以下「ホームページ」という。）を確認すること。

【アドレス <https://www.city.mito.lg.jp/page/106376.html>】

(4) 受付方法

電子メールにて送信すること。

（電子メールアドレス koubo.kourei@city.mito.lg.jp）

電子メールを送信する際は、件名を「センター運営業務受託候補法人公募説明会」とすること。

(5) 受付期間

令和7年8月8日（金）から令和7年8月18日（月）まで

2 質問方法

公募内容等に関する質問は電子メールにて送信すること。

（電子メールアドレス koubo.kourei@city.mito.lg.jp）

電子メールを送信する際は、件名を「センター運営業務受託候補法人公募関連質問」とした上で、本文又は添付ファイルに質問を記載すること。

質問受理期間は、令和7年8月12日（火）から令和7年8月26日（火）までとする。

応募者間の公平を期するため、質問、回答の全て（ただし、質問者を特定する部分を除く）をホームページへ掲載する。

【アドレス】 <https://www.city.mito.lg.jp/page/106376.html>

3 応募方法

(1) 受付期間

令和7年8月20日（水）説明会終了後から令和7年9月19日（金）午後5時まで
（ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(2) 提出書類

応募に必要な書類は、別表第1に示すとおり。別表第1に示す様式は別添に掲載しており、また、ホームページからダウンロードすることが可能である。

【アドレス】 <https://www.city.mito.lg.jp/page/106376.html>

(3) 提出場所及び提出方法

水戸市福祉部高齢福祉課に持参すること。

(4) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 9部

(5) 審査及び選定からの除外

応募した法人が、応募に必要な書類を提出した日から受託候補法人が選定される日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア 本要領に違反し、又は逸脱した場合

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

ウ 応募した法人又はその関係者が、選定に係る働きかけを目的とし、市職員に直接又は間接に接触した場合

(6) 留意事項

ア 提出書類は別表第1に示す順番に並べ、書類の種別が明らかになるよう「様式1，資料1」のようにインデックスを付した上で、A4版縦型フラットファイルに左綴じにする。

イ 提出書類の提出に係る一切の費用は、応募した法人の負担とする。

ウ 提出書類に不足や明らかな誤りがある場合は、受理しない。

エ 提出書類の受理後の追加・修正については、公募締切り期限まで可能とする。

オ 提出書類は理由の如何に問わず返却しない。

カ 提出書類に使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本標準時及び計量法を用いることとする。

キ 提出書類の各様式は、特段の定めがない限り、令和7年4月1日現在で記入する。

ク 複数の圏域における業務に応募することは可能とする。ただし、応募書類は、添付書類も含めて、個別のフラットファイルで提出すること。

4 応募の取り下げ及び辞退

応募を取り下げ、又は辞退する場合には、応募取下届（様式は任意）にその理由を明記し、提出

すること。

第4章 審査・選定

1 事前審査

応募書類に基づき、本実施要領第2章で定める公募参加資格を満たしているかどうかを本審査前に確認し、要件を満たしていない応募法人は、その時点で失格とし、合否の結果について通知する。

2 本審査

審査は、水戸市地域包括支援センター受託候補法人選定委員会（以下「委員会」という。）において、下記の審査項目に基づき、書類審査及びヒアリング（面接審査）により行い、圏域ごとに受託候補法人を選定する。

なお、受託の可否については、受託候補法人の選定後、運営協議会での協議を経て決定される。

(1) 審査項目

- ア 法人の概要及び実績
- イ 基本理念
- ウ 事業方針
- エ 開設日程・事務所設置計画
- オ 職員確保
- カ 緊急時の対応等
- キ 事業費見積額

(2) ヒアリング方法

- ア 非公開で行う。
- イ 会場、日時、留意事項等については、別途通知する（令和7年10月上旬）。
- ウ 出席者は、応募した法人の担当者3名以内とし、コンサルタントその他の当該法人の職員でない者の出席は認めない。
- エ センターの運営について、提出書類の内容に基づき、出席者からヒアリングを行う。
- オ 出席しない場合は、センターの運営意思がないものとみなし、審査及び選定の対象から除外する。

3 留意事項

- (1) 応募した法人の数が、圏域にひとつの場合であっても、資格要件や基準点を満たさないことにより、選定されない場合がある。
- (2) 選定結果及び決定内容について、応募した法人に通知するとともに、ホームページに掲載する。

4 スケジュール

公募及び選定に関するスケジュールは別表第2のとおり。

第5章 運営財源

1 委託料

(1) 委託料に含まれるもの

ア 人件費（介護支援専門員（別紙仕様書8(1)エに定める職員）については、指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）を委託料とは別に受託者の収入とするため、受託者が独自に雇用することとし、委託料には人件費を計上しないこと。）

イ 事務管理費等（事務費，厚生経費，交通費，旅費，印刷製本費，光熱水費，役務費（通信費，保険料，施設管理費等），車両費，リース料，修繕費，会議費（謝金，会場借上費，教材費等），研修負担金等）

(2) 委託料の額

各圏域における委託料の上限額（5年総額）は下表のとおりとする。

圏域	上限額
中央	206,188 千円
東部	206,248 千円
南部第一	170,190 千円
南部第二	275,434 千円
北部	206,298 千円
西部	170,240 千円
常澄	100,824 千円
内原	101,014 千円

(3) 事務所賃借料の額

受託法人が所有する施設外に事務所を設置し、賃借料が発生する場合、下記の上限額（年額）の範囲で委託料に上乗せする。

配置人員	上限額
8名（南部第二）	2,940 千円
6名（中央，東部，北部）	2,345 千円
5名（南部第一，西部）	2,065 千円
3名（常澄，内原）	1,470 千円

※敷金，礼金等が発生する場合は，対象経費に含むことができる。

なお，委託料は，センターの運営法人が提示した見積額を勘案した上で，議会の議決（債務負担行為）を経て決定することとする。

2 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費

全額を受託法人の収入とする。指定介護予防支援業務及び第1号介護予防支援業務の委託を行う場合は、次の表に示す委託料を居宅介護支援事業所へ支払うこととする。

(1) 介護予防サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費

費目	金額（1件あたり）	算定根拠
基本額	4,729 円	442 単位×10.70 円（水戸市地域単価）
初回加算	3,210 円	300 単位×10.70 円
委託連携加算	3,210 円	300 単位×10.70 円

※ 算定根拠の単位は介護報酬の改定に応じて変動する。

(2) 居宅介護支援事業所へ委託する場合

費目	金額（1件あたり）	算定根拠
基本額	3,880 円	上記サービス計画費等からセンターの給付管理等の事務負担を考慮し金額を設定
初回加算	3,210 円	300 単位×10.70 円
委託連携加算	3,210 円	300 単位×10.70 円

※ 介護報酬の改定に応じて変動する可能性がある。

(3) 実施件数（令和7年5月末現在）

実施形態	中央	東部	南部第一	南部第二	北部	西部	常澄	内原
直接	28	25	7	46	40	19	3	7
委託	366	330	285	546	275	319	104	128

※ 3職種（別紙仕様書8(1)ア～ウ）が行う介護予防支援の実施件数は、常時10件以内とする。

この件数（常時10件）はあくまで上限であり、3職種は委託業務のうち指定介護予防支援業務以外の業務（別紙仕様書10(1)～(7)）を適切に実施することが重要であるため、当該業務の実施に支障がないよう、3職種とは別に配置した介護支援専門員が中心的に実施することとする。

【問い合わせ先】

〒310-8610

住 所：水戸市中央1-4-1

水戸市福祉部高齢福祉課地域支援センター地域支援事業係

担 当：櫻井，新妻

電 話：029-232-9110（直通） F A X：029-232-9112

Eメール：koubo.kourei@city.mito.lg.jp

別表第1 提出書類一覧

種別	書類の名称	確認
様式1	水戸市地域包括支援センター運營業務受託候補法人公募申請書【複数の圏域に応募する場合は、圏域ごとに提出書類を作成すること。】	
様式2	除斥条項に該当しない旨の誓約書	
様式3	法人の概要説明書	
様式4	水戸市地域包括支援センターの運営に関する事項（基本理念）	
様式5	水戸市地域包括支援センターの運営に関する事項（事業方針）	
様式6	水戸市地域包括支援センターの運営に関する事項（開設日程）	
様式7	水戸市地域包括支援センターの運営に関する事項（開設予定地及び事務所設置計画）	
様式8	水戸市地域包括支援センターの運営に関する事項（職員確保）	
様式9	水戸市地域包括支援センターの運営に関する事項（危機管理）	
資料1	法人の定款【写し可】	
資料2	法人の登記事項証明書【写し可】	
資料3	印鑑証明書（応募日の3か月以内に交付されたもの）【原本】	
資料4	直近の事業年度の財務諸表のうち、貸借対照表及び、損益計算書若しくは収支計算書【写し可】	
資料5	納税証明書（最新のもの）一式【写し可】 ①法人税、消費税及び地方消費税（応募法人すべて） ②法人市民税（該当法人のみ） ③軽自動車税（該当法人のみ） ④事業所税（該当法人のみ）	
資料6	配置予定職員の職歴及び有資格者であることを証明する書面等【写し可】	
資料7	事業費見積書【件名は「水戸市地域包括支援センター運營業務委託（〇〇圏域）（〇〇は圏域の名称）」とし、法人代表者印を押印すること。様式は本市指定の様式を使用すること。内訳は人件費、事務諸経費等と明記すること。】また、事務所賃借料が発生する場合は、見積書を別途提出すること。	

別表第2 公募及び選定に関するスケジュール

項目	日時または期間
公募要領の配布（市ホームページに掲載）	令和7年8月8日（金）午前9時以降
質問受付	令和7年8月12日（火）から 令和7年8月26日（火）まで
質問回答	回答を随時ホームページに掲載 （最終回答日9月3日） 【アドレス】 https://www.city.mito.lg.jp/page/106376.html 】
公募説明会（Zoom）	令和7年8月20日（水）午後2時～午後4時
応募受付期間	令和7年8月20日（水）説明会終了後から 9月19日（金）午後5時まで
書類審査可否通知	審査後随時 令和7年9月26日（金）午後5時まで
ヒアリングの実施	令和7年10月上旬頃
受託候補法人の決定	令和7年10月下旬頃
運営協議会での協議	令和7年10月下旬から11月上旬頃
選定結果等の通知	令和7年11月中旬頃
選定結果等の公表	令和7年12月上旬頃